

●香川県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成22年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成21年10月31日	鎌田産婦人科クリニック	坂出市青葉町8番34号
平成21年11月3日	松永歯科医院	丸亀市土居町3丁目9番12号
平成21年12月31日	平川クリニック	丸亀市飯山町西坂元705番地1